
監査委員公表

監査委員公表第6号

平成30年3月29日付H29-21000-00889及びH29-21000-00857の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年11月6日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂
同	砺山	和仁
同	渡辺	敏勝
同	中島	浩介

H30-01090-01759

平成30年5月30日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 渡辺 敏勝 様
長崎県監査委員 中島 浩介 様

長崎県知事 中村 法道 印

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日付 H29-21000-00857 の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:総務部 学事振興課		
【公益財団法人 長崎県私立学校退職金財団】		
指摘事項(団体)	(1) 勘定科目について 当法人の会計処理規程に、「会計処理に必要な勘定科目は、別に定める」と規定されているが、定めがない。 適正な処理を行うこと。	平成30年3月に会計処理規程要領を定め、必要な勘定科目を規定いたしました。

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:総務部 学事振興課		
【学校法人 久田学園】		
指摘事項(団体)	(1) 領収証について 各種証明手数料の収納に係る領収証を発行していない。 適正な事務処理を行うこと。	監査の指摘を踏まえ、平成29年11月より、領収証を発行するように致しました。今後とも適切な事務処理に努めてまいります。

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:総務部 学事振興課		
【学校法人 聖和女子学院】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 時間外勤務手当の支給について</p> <p>給与規定では時間外勤務手当はその月分を翌月の本給の支給日に支給するものと規定しているが、聖和女子学院高等学校において、長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金の対象経費である時間外勤務手当について、4月から9月に勤務した分を10月分として、10月から2月に勤務した分を3月分としてまとめて支給している。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>平成29年11月以降、毎月の締めをきちんと行い、翌月の給与支給日に支給するようにしました。今後とも適正な処理に努めます。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:総務部 学事振興課		
【学校法人 九州文化学園】		
指摘事項(団体)	(1) 領収証について 高等学校における証明書手数料等の 収納に係る領収証を発行していない。 適正な事務処理を行うこと。	平成29年11月以降、証明書手数料等の 収納に係る書式の新設・改定を行い、領 収書を発行するように致しました。今後と も適正な事務処理に努めてまいります。

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:総務部 学事振興課		
【学校法人 佐世保実業学園】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金について</p> <p>当補助金について、次のとおり是正すべき点があるので、実務を担当する複数の職員で確認するなど適正な処理を行うこと。</p> <p>① 実績報告書について 実績報告書において、スクールカウンセラー雇用費を月別に報告しており、年間累計額は年間費用計上額と一致するものの、月別の報告額が費用計上額と一致していない月がある。</p> <p>② 出勤簿の整備について スクールカウンセラー雇用費について、実際の勤務実績と出勤簿上の勤務実績が一致しない月がある。</p>	<p>実績報告書の提出の際は複数の職員で確認するようにいたしました。</p> <p>また、出勤簿については、各職員が確実に押印するよう指導しました。</p> <p>平成30年度からは出勤簿の管理を、タイムカードでの管理とし適正な事務執行に努めてまいります。</p>
	<p>(2) バスの借上げについて</p> <p>魅力ある私立学校づくり支援事業補助金について、バス貸切代を計上しているが、一般貸切旅客自動車運送事業の許可業者でない業者にレンタカーと運転手を手配し借上げている。</p> <p>適正な手続きを行うこと。</p>	<p>バスの手配にあつては、道路運送法を遵守するよう努めて参ります。</p> <p>併せて、学校法人内部で道路運送法の内容の理解を促しました。</p>
	<p>(3) 補助対象経費について</p> <p>長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金の対象経費として従事した職員の時間外勤務手当3か月分相当額を計上し、交付金の交付を受けている。</p> <p>しかしながら、当法人はみなし残業制を採用し、時間外勤務手当に相当するものとして固定された額を調整額として給与及び賞与支給時に支給している。</p> <p>交付された時間外勤務手当相当額は実際に支給した調整額3か月分より過大となっているため、所管課と協議のうえ、必要な措置を講じること。</p>	<p>学事振興課と協議の上、過大に交付を受けた額については、返還手続きをすすめております。</p> <p>今後とも、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:総務部 学事振興課		
【学校法人 佐世保実業学園】		
指摘事項(主務課)	<p>(1) バスの借上げについて 魅力ある私立学校づくり支援事業補助金について、一般貸切旅客自動車運送事業の許可業者でない業者にレンタカーと運転手を手配し借上げているものを対象経費として認めている。 実績報告書の内容が適正であるか十分確認すること。</p>	<p>平成29年度補助金から実績報告書の内容が適正であるか確認を行ってまいります。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部こども政策局 こども未来課		
【学校法人 佐世保実業学園】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 現金の管理について(幼稚園)</p> <p>当法人の経理規定に、「収納した現金は、経理責任者がとくに認めた場合のほか、速やかに金融機関に預け入れるものとし、これを直接支払いに充当してはならない」と規定されている。</p> <p>しかしながら、預け入れまでに3週間以上要しているものがある。</p> <p>また、現金出納帳や総勘定元帳上、支払いに充てる現金と合算して管理しており、経理規定に定める小口現金制度を導入していない。</p> <p>適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>現在、小口現金制度を導入するための協議を法人内で行っており、近日中には導入予定です。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:文化観光国際部 文化振興課		
【公益財団法人 長崎ミュージアム振興財団】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 郵便切手の管理について</p> <p>郵便切手の管理については、宛先や使用枚数等を記載した台帳を作成しているが、受入額や残高が記載されていないため、郵便切手の実在高と台帳との照合ができない。</p> <p>郵便切手受払簿を整備し、郵便切手を適正に管理すること。</p>	<p>切手・レターパック・収入印紙・はがき、それぞれに使用管理簿を作成整備し、受入・使用毎に記入し、月毎に在高照合管理することといたしました。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況及び経営状況について</p> <p>当年度の長崎県美術館の入館者数は、4月に発生した熊本地震の影響もあり、371,897人となっており、前年度及び前々年度の実績を下回り、また、当年度の計画入館者数も下回っている。</p> <p>一方、当年度の収支は、経常収益が507,951千円、経常費用が516,296千円で、法人税等を加味した当期一般正味財産増減額は8,695千円の赤字となっている。</p> <p>開館10周年事業を行った前年度に引き続き2期連続の赤字となっており、当年度の一般正味財産期末残高は5,723千円まで減少している。</p> <p>赤字の主な要因は、熊本地震の影響により通年で入館者が伸び悩んだことや企画展での収支が悪化したことによるものである。</p> <p>当年度においては、アニメのピクサー展やアールヌーヴォーの旗手であるミュシャ展など様々な企画展の開催やカフェメニューのリニューアルなど幅広く経営努力を行っているところであるが、今後とも、SNSなど様々な広報媒体を活用して積極的な広報活動を行い、より一層の集客対策に努めるとともに、魅力ある事業を展開して、収支相償を確保すべきである。</p>	<p>当年度の入館者数は、346,736人で、4月～9月の上期に開催した展覧会の不調もあり上期計画比82.5%にとどまり、10月～3月の下期に新たな多客型イベントの開催や活発な施設利用により、下期計画比105%と挽回したものの年度計画比91.2%となりました。</p> <p>一方、当年度の収支状況については、オフィシャルパートナーなど新たな財源確保により決算確定前概算数値で経常収益508,410千円、経常費用507,510千円、当期一般正味財産増減額は約900千円の黒字を見込んでおります。</p> <p>次年度以降については、調査研究に基づく展覧会と、ファミリー層や幅広い層に支持される展覧会やイベントのバランスをとりつつ効果的な広報活動を行い新たな客層を呼び込むことで来館誘致をはかり、安定した美術館運営を行ってまいります。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:文化観光国際部 物産ブランド推進課・国際課		
【一般社団法人 長崎県貿易協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 事業費及び管理費の配賦について 長崎県貿易協会運営費等補助金及び長崎県上海事務所運営費補助金の対象経費である給料手当等の事業費及び管理費への計上について、配賦基準等の規程がないため算出根拠が明らかでない。 両補助金の補助対象額に影響するため、恣意的な配賦とならないよう配賦基準を整備すること。</p>	<p>平成30年度予算より、計上基準を定めました。これにより、適正な予算の執行を行います。</p>
	<p>(2) 賞与引当金について 翌年度6月支給分の賞与について、支給対象期間が当年度に帰属する支給見込額を引当計上していない。 また、同期間に対応する法定福利費についても費用計上していない。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>平成30年度予算より、賞与引当金及び法定福利費について費用計上しております。今後、適正な会計処理を行います。</p>
	<p>(3) 振替伝票の作成について 長崎県上海事務所運営費補助金返還に係る未払金や過払いした旅費の返納に係る未収金の計上について、振替伝票を作成せず、決算整理を行なっている。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>平成29年度については、未払金や未収金の振替伝票を作成しました。今後、適正な会計処理を行います。</p>
	<p>(4) 社会保険料事業主負担額について 平成28年4月～8月分の社会保険料について、標準報酬月額届出に従って算定していないため、事業主負担額の支出が過大となっている。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>長崎県貿易協会事務局長より、過大に負担している社会保険料分について返還処理を行います。今後、適正な事務処理を行います。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 福祉保健課		
【社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 現金出納簿について 長崎県生活困窮者自立相談支援事業等補助金の事業である長崎県福祉あんしんサポートセンター事業において、利用者から収納した利用料を翌日以降に現金出納簿に記載しているものがある。 現金等の事故を防止するため、適正な管理を行うこと。</p>	<p>現金出納管理の徹底に努めるとともに、事故防止の観点により平成30年1月より利用料出納方法を変更し、銀行窓口での振込対応にしました。</p>
	<p>(2) 旅費の計上方法について 長崎県社会福祉協議会福祉活動指導員及び事務職員設置費補助金の対象旅費について、個別に積み上げることができるにもかかわらず、旅費総額を職員数割で按分する方法により算出している。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>今後は、旅費については総額を職員数割で按分して算出しないこととし、適切な算出方法を検討し、対応することとします。</p>
	<p>(3) 長崎県介護福祉士等修学資金及び高齢者・障害者住宅整備資金の貸付に係る延滞利子の取り扱いについて 両貸付金の貸付規程には「償還期限までに償還しないときは、延滞利子を徴収する」と規定されているが、分割納付の償還が遅れている場合であっても、最終の納付期限を経過した時点で元金が残っていなければ延滞利子を徴収していない。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>委員監査時には規程の文言解釈としては指摘のとおりと考えていましたが、再度検討した結果、両貸付規程の解釈は、生活福祉資金に準じ、最終償還期限を経過した時点をもって延滞利子が発生するものと再整理しました。 最終償還期限に向けて分割納付の期限を設けておりましたが、現在の規程の文言ではそれがわかりづらいため、両貸付規程の文言を見直します。</p>
	<p>(4) 高齢者・障害者住宅整備資金貸付金の償還免除に係る決裁について 当年度に6名分の償還免除(元金、利子及び延滞利子の合計13,011千円)が行われているが、償還免除の意思決定は理事会運営規則及び当貸付金貸付規程に基づき、会長が行う必要があるにもかかわらず、専務理事の決裁で行われている。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>本貸付金の償還免除については、外部委嘱委員も含めた運営委員会で審議を経ることもあり、慣例的に専務理事決裁事項としてきました。しかし、ご指摘を踏まえ、今後は規程どおり会長決裁事項とすることとします。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 医療人材対策室		
【一般社団法人 長崎市医師会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 領収証等について 在学証明書等の各種証明手数料の 収納に係る領収証を発行していない。 また、再・追試験料及び再・追実習料 の収納に際し、領収印を押印した許可 書を手交しているが、その写しを保存し ていない。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>券売機や複写式用紙(発行願、領収書 など)の管理方法を現在、検討しており、 平成30年度中に改善する予定です。 今後は適正な事務処理に努めてまいり ます。</p>
	<p>(2) 収入処理について 再・追試験料等及び各種証明手数料 の収入処理について、学生から受領し た時点ではなく、翌月の特定の日に前 月分をまとめて担当課から経理課に手 渡した時点で起票している。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>収入処理については、学生から受領し た時点で即日領収書を発行することで、 毎日の収納額を確認できるように改善し ました。 また、起票などの会計処理も可能な限り 速やかに対応していきます。 今後は適正な会計処理に努めてまいり ます。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 医療人材対策室		
【一般社団法人 大村市医師会】		
指摘事項(団体)	(1) 小口現金について 当法人の会計処理規程において、小口現金の保有限度は5万円と規定しているが、規定を超える金額を常時保有し、支払いに充てている。 適正な処理を行うこと。	指摘を受け、小口現金は保有限度の5万円とすることとしました。 今後は、適正な処理に努めてまいります。

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 障害福祉課		
【一般社団法人 長崎県視覚障害者協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 支出処理について 指定管理業務に係る支出処理について、次のとおり是正すべき点があるので、資金前渡を行うなど適正な会計処理を行うこと。</p> <p>① 立替払について 職員が一旦立て替え、後日、当該職員に支出しているものがある。</p> <p>② 現金による支出について 伝票上、預金から債権者に支出するとしているにもかかわらず、実際は、職員が預金から払出した現金を保管し、起票した日の翌日以降に支出しているものがある。</p>	<p>職員による立替払いが発生しないよう周知徹底するとともに、必要な場合は資金前渡で対応いたします。</p> <p>当事例は、資金前渡を受けた職員が、当日に物品を購入できず、翌日以降に購入したため、伝票処理日と実際の処理日が一致していないことが原因であり、今後、このように前渡を行った翌日以降に物品を購入する場合は、ご指導を受けたとおり「借)仮払金 貸)現金」、「借)商品貸)仮払金」の処理を行います。</p>
	<p>(2) 指定管理業務に係る人件費の計上について 長崎県視覚障害者情報センターに係る職員俸給等件費について、常勤職員は指定管理業務でない広報等発行业務も兼務しているにもかかわらず、費用按分せず、全額を長崎県視覚障害者情報センター事業に計上している。 精査のうえ、必要な措置を講じること。</p>	<p>ご指摘のあったとおり、今後、広報等発行业務に関わる人件費につきましては、費用按分した金額を広報等発行业務費から支出するものとしたします。</p>
	<p>(3) 理事に係る報酬について 非常勤理事である会長が会務に従事する時は、総会の決議のうえ、従事日に応じた費用弁償を支給している。 しかしながら、定款に、理事及び監事は無報酬と規定されており、非常勤理事に支給できるとの規定がない。 今後も支給を続けるのであれば、定款を変更するなど、適正な処理を行うこと。</p>	<p>定款では、理事及び監事は無報酬と規定しているにもかかわらず、総会の決議を得て、非常勤理事の会長に費用弁償を支給していましたので、今後は、非常勤理事である会長に費用弁償ができるよう定款変更の議案を総会に提出いたします。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 障害福祉課		
【一般社団法人 長崎県視覚障害者協会】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況等について</p> <p>長崎県視覚障害者情報センターにおいて、当法人は、施設概要パンフレット等の市町福祉関係窓口など関係機関への配布や、ホームページの開設など、当施設の利用促進に努めている。しかしながら、当年度の施設利用について、図書・雑誌の貸出数は前年度に比べ減少している。</p> <p>一方、インターネットによる視覚障害者のための情報総合ネットワーク「サピエ」について、当法人がアップロードしたコンテンツに対するダウンロードタイトル数は増加している。</p> <p>今後とも、利用者のニーズを把握のうえ、点字図書等の製作数が事業計画書に定める目標値を達成するように努めるとともにサピエ個人利用者の増加に努めるなど、なお一層の利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>長崎県視覚障害者協会、長崎県眼科医会及び、盲学校が主体となって中途視覚障害者のそれぞれの悩みに応じた適切な指導や訓練などが受けられるよう、相談先等各種情報を提供するスマートサイトを平成30年度から本格的に行っています。</p> <p>視覚障害者情報センターとしても、これらの機関と連携協力して、視覚障害者用機器等の相談や各種情報入手方法(点字図書、録音図書、音声パソコン等)の紹介に応じるなど利用者の増加につとめ、なお一層の利用促進に取り組んでまいります。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 指定管理業務に係る人件費の計上について</p> <p>長崎県視覚障害者情報センターに係る職員俸給等人件費について、常勤職員は指定管理業務でない広報等発行事業も兼務しているにもかかわらず、費用按分せず、全額を長崎県視覚障害者情報センター事業に計上している。</p> <p>精査のうえ、必要な措置を講じること。</p>	<p>センター業務と視覚協会業務を兼務している職員の人件費については、業務量を把握のうえ按分して計上を行うよう指導いたしました。</p>
意 見(主務課)	<p>(1) 施設利用の目標値について</p> <p>当施設に係る目標値について、指定管理者は前年度の点字図書等の貸出数を目標値としているが、県は蔵書数、点字図書等貸出数、来館者数、相談支援件数の過去3年の平均を目標値としている。</p> <p>また、年度協定書における数値目標は、点字図書等の製作数としている。</p> <p>目標値の設定に当たっては指定管理者と十分協議を行い、さらなる利用促進に向けて、指定管理者との連携を強化すべきである。</p>	<p>今後、県と指定管理者との間で十分協議を行い、目標値の設定及び進捗管理の面で指定管理者との連携をより強化してまいります。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 障害福祉課		
【一般社団法人 長崎県ろうあ協会】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況等について</p> <p>長崎県聴覚障害者情報センターにおいて、当法人は、施設利用の促進を図るため、平成28年11月から利用者に交流や情報交換の場を提供するための新規事業として「みみ倶楽部」を実施するとともに、離島など遠隔地の利用者の利便性を図るため、新たに個々の利用者への郵送による貸出(聴覚障害者の送料は無料)を行うことによりビデオ貸出の促進に努めている。</p> <p>しかしながら、当センターの利用者数は、本県で全国障害者スポーツ大会が実施された平成26年度から年々減少しており、目標値も下回っている。</p> <p>今後とも、利用者のニーズ把握、広報の充実などを図り、利用拡大に取り組むべきである。</p>	<p>施設利用促進を図る一環として、毎月一回の「みみ倶楽部」の実施、無料郵送によるビデオの貸し出しや出前講座の実施など、センター職員を挙げて、利用者拡大に鋭意工夫しております。</p> <p>平成29年度は、ビデオ貸出し数、ビデオ鑑賞者数、会場利用者数は過年度より増加しており、今後も、引き続き利用者拡大へ取り組んでまいります。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 産業政策課		
【島原商工会議所】		
指摘事項(主務課)	<p>(1) 補助金の変更承認手続きについて 長崎県小規模事業経営支援事業費補助金について、当法人から補助金額の変更に係る協議があつているにもかかわらず、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱に定める変更承認手続きをさせていない。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>概算払により全額支出した後に額の変更が生じたもので、負担行為の減額変更手続きが財務システム上できず、完了検査による額の確定及び返還命令手続きを行うことで対応したものです。 今後は、負担行為の減額を手書き様式の決議書にて行うとともに、財務システム上の戻入決議による返還手続きを行うことといたします。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：産業労働部 雇用労働政策課		
【一般社団法人 長崎県警備業協会】		
指摘事項(団体)	(1) 領収書について 受講料に係る領収書について、連続番号が付されていない。 現金に係る事故を防止するため、事前に領収書に番号を付した上で使用すること。	領収書については市販のものを使用していますが、受監後は、年度ごとに連続番号を付した上で使用しています。

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:水産部 漁業振興課		
【株式会社 長崎県漁業公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 売掛金の解消について 過年度売掛金が当年度末で6,089千円あり、また、現年度売掛金のうち、平成29年度に破産手続が開始されたものが4,114千円ある。 新たな発生を防止するとともに引き続き解消に努めること。 また、売掛金の債権管理について、債権の発生日と金額、相手先の状況や相手先との折衝記録等を記した管理台帳が整備されていない。 管理台帳を整備し、適切な債権管理を行うこと。</p>	<p>売掛金については、新たな発生を防止するとともに解消に向けた取り組みを継続します。また、指摘のとおり、適切な売掛金の債権管理のため公認会計士と相談のうえ、管理台帳を年度内に整備します。</p>
	<p>(2) 領収証について 領収証について、連続番号が付されていないものがある。 現金に係る事故を防止するため、事前に領収証に番号を付した上で使用すること。</p>	<p>ただちに領収書に連続番号を付して使用することとしました。</p>
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について 当年度の収支は、売上高432,953千円、売上原価477,252千円で売上総利益が44,299千円の赤字となり、販売費及び一般管理費29,500千円を減じた営業利益は73,799千円の赤字となっている。 営業外収益、営業外費用を加減した経常利益は70,847千円の赤字で、法人税等を加味した当期純利益は71,030千円の赤字となっている。 その結果、平成24年度に解消した繰越欠損金が当年度に35,595千円発生している。 赤字となった主な要因は、販売の主要魚種のマダイ、トラフグ種苗の疾病による大量へい死が発生したことによるものである。 当法人は種苗の疾病等対策として、総合水産試験場等の指導による現場管理の強化や生産履歴の共有化等に取組中であり、さらに、平成30年度を初年度とする新たな経営改善計画(平成30～34年度)の策定を進めていることから、役職員一体となって同計画を着実に実施し、財務基盤の強化、安定化を図るべきである。</p>	<p>赤字の原因となった疾病については、県水産部漁業振興課及び総合水産試験場とも連携し、現場管理等の対策を進めているところであり、平成30年度においても関係部署の協力のもと、引き続き取り組みの強化を行ってまいります。 また、平成30年度から5カ年の経営改善計画の実施は役職員が一体となって取り組んでまいります。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:水産部 漁業振興課		
【株式会社 長崎県漁業公社】		
意 見(団体) つづき	<p>また、平成25年度から平成29年10月末までの間に12名の職員が退職し、11名を採用しているが、元々欠員となっている1名と合わせて、2名が欠員となっていることから、所管課と連携を密にしながら雇用の安定化を図るべきである。</p> <p>併せて、パワーハラスメント問題の再発防止に努められたい。</p>	<p>雇用については、所管課と協議を行い適正な職員配置を図っているところです。</p> <p>また、パワーハラスメントについては平成29年3月に「ハラスメントの防止等に関する要綱」を定めるとともに、第三者機関としての長崎県に相談窓口を設けるなどの対策を講じました。今後も社内におけるパワーハラスメントの防止に取り組んでまいります。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：農林部 農山村対策室		
【長崎市有害鳥獣対策協議会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 事務局職員の職務専念義務免除の 手続きについて</p> <p>事務局職員として、長崎市職員4名 が従事しているが、協議会の職務に従 事するに際して、職務専念義務の免除 を受けていない。 適正な手続きを行うこと。</p>	<p>長崎市職員が本協議会の職務に従事し ていることについて確認をいたしました が、協議会の業務は本来市職員として従 事する職務であるため、職務専念義務の 免除は必要ないとの回答でありました。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：農林部 農業経営課		
【公益財団法人 長崎県農林水産業担い手育成基金】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 就農支援資金貸付金について 就農支援資金貸付金について、当年度末の滞納額は7,530千円となっており、前年度より35千円増加している。 さらに、有効な時効中断措置が講じられなかったため、平成29年8月31日現在で、4件に係る貸付金のうち、2,301千円分の時効期間が経過している。 新たに時効期間が経過することがないよう、法的措置も含めて適切な債権管理を行うとともに、滞納額の解消に努めること。</p>	<p>滞納者に対する督促状、催告状の送付、訪問による催告などを行い、未償還金の早期解消、縮減に向けて取り組んでおり、平成29年度末の滞納額は、6,965千円と減少いたしました。 また、時効期間経過分についても一部は分割納付を継続中であり、平成30年3月31日現在で、時効期間が経過している未償還金は、3件：2,249千円となっております。 平成30年5月、6月に新たに時効期間を経過する分のうち1件につきましては、本人からの債務承認書の提出を受け、時効期間が経過しないように措置を講じました。行方不明の債務者につきましては、連帯保証人との接触、住所照会等の対策を引き続き行ってまいります。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：農林部 農地利活用推進室		
【公益財団法人 長崎県農業振興公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 物品台帳と現物との照合について 当法人の会計処理規程において、「各会計年度において1回以上物品台帳と現物の照合を行うものとする」と規定されているが、当年度の照合が行われていない。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>平成29年度は10月6日までに物品台帳と現物の照合を実施いたしました。 今後も会計処理規程に則り、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 監理課		
【公益財団法人 長崎県建設技術研究センター】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 休日振替に係る割増賃金支給について</p> <p>週休日等に職員が勤務し、同一週以外の週に振替休日を取得した場合において、労働基準法に基づく割増賃金を支給していないものがある。</p> <p>週の法定労働時間を超えて勤務させる場合は割増賃金を支給すること。</p>	<p>振替休日の取得については「週休日等の振替の取扱について(内規)」により処理しておりましたが、週40時間を超過する労働時間分に割増賃金が発生することについては認識していませんでした。過去2年に遡って割増賃金を計算し、平成29年度給与改定に合わせて追加支給いたしました。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 都市計画課		
【グリーンメイク・岩永造園・中村造園指定管理者共同企業体】		
指摘事項(団体)	(1) 領収証について 出店料等に係る領収証について、連続番号が付されていない。 現金に係る事故を防止するため、事前に領収証に番号を付した上で使用すること。	領収証は使用する前に全ページに連続番号を付してから、使用するよう処理方法を変更しております。

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 港湾課		
【ハウステンボス株式会社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 駐車割引券の管理について</p> <p>早岐港ハウステンボスハーバー駐車場について、駐車割引券を作成して毎月交付しているが、管理台帳がないため残枚数の突合ができない。 金券であるため、管理台帳等を作成して適正な管理を行うこと。</p>	<p>管理台帳につきましては、平成30年4月に整備しました。今後は月毎にチェック等を行い、駐車割引券の適正な管理に努めてまいります。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>早岐港ハウステンボスマリーナ(以下、「マリーナ」という。)及びハウステンボスハーバー(以下、「ハーバー」という。)において、当法人は、ヨットレースの開催やデッキ広場を活用したグルメイベントの実施、さらに占有許可を受けてハウステンボス株式会社が運営している海上ウォーターパークへの支援などを行い、施設の活性化に努めている。</p> <p>また、マリーナやワッセナー(別荘地)にヨット等を艇置きしているオーナーにより組織されているハウステンボスヨットクラブが主催する帆走会や釣り大会などに警戒船の提供や各種事務手続き等を行うなど、当施設の利用促進に努めている。</p> <p>しかしながら、当年度の利用隻数をみると、ハーバーは前年度より増加しているものの、マリーナは減少しており、目標値と比較しても下回っている。</p> <p>今後とも、利用者のニーズ把握や広報の充実、ハウステンボスヨットクラブとの連携強化など、さらなる利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>マリーナの契約隻数は減少傾向ですが、ハーバーの契約隻数は増加傾向にあります。ハーバーについては、今後もHTBの海の展開に連動して更に増加していくと予想しています。一方、マリーナについては、利用者の高齢化に伴うリタイヤ(船をやめる)組や後継者不足などの理由により、今後も減少傾向は続くものと推察されますので、ハウステンボスの魅力をアピールし、減少傾向に歯止めを掛けていきたいと考えております。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 物品管理について</p> <p>早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーの管理運営に関する基本協定書に、「指定管理者は、物品等を所管する県北振興局と貸付契約を締結しなければならない」と規定されている。</p> <p>しかしながら、早岐港ハウステンボスハーバー配置物品について、所管課は、当港湾施設県有化の際、ハウステンボス株式会社から寄附受納のうえ、県北振興局へ物品の配置転換を行う必要があったにもかかわらず、寄附受納等に係る事務手続を行っていない。</p> <p>適正な管理を行うこと。</p>	<p>寄附受納手続きにつきましては、平成22年度に行っていましたが、物品出納簿への登記を行っていませんでした。早急に登記を行うとともに、県北振興局へ所管転換を行い、基本協定書に基づき適正な管理を行ってまいります。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 港湾課		
【株式会社トラスティ建物管理・株式会社プラネット共同事業体】		
指摘事項(主務課)	<p>(1) 備品等の管理について</p> <p>長崎港ターミナルビル内の電気の子メーターについて、指定管理開始の協議で、使用期限が切れているものについては、県の費用負担で取り替えることとしていたが、50台中44台の使用期限が切れているにもかかわらず、取り替えられていない。</p> <p>早急に必要な措置を講じること。</p>	<p>使用期限が切れている電気の子メーターにつきましては、早急に取り替えるよう対応してまいります。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 住宅課		
【長崎県住宅供給公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 郵便切手受払簿について</p> <p>郵便切手について、日々使用する切手と別途保管の切手に分類し、2か所で保管している。</p> <p>切手全体の残高管理については、月中の受入総数、払出総数を記載した郵便切手調書を月末に作成し在高の確認をしている。</p> <p>しかしながら、日々使用する切手については、受払簿を整備し、月の途中の受払の状況を記録しているが、別途保管している切手については、同様の記録がない。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>日々使用する切手の受払簿と別途保管している切手をひとつの受払簿で管理するよう改め、受払いの都度記載をすることとしました。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行なってまいります。</p>
	<p>(2) 契約事務について</p> <p>契約事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な処理を行うこと。</p> <p>① 監督職員の決定通知について</p> <p>工事や委託契約において、受注者へ監督職員の通知を行っていないものがある。</p> <p>② 契約変更について</p> <p>チトセピア流し台・便所取替外工事について、完成後の日付で契約変更を行なっている。</p>	<p>施工伺いで監督員の決定と通知の決裁を併せて取っておりましたが、通知は入札後に契約者が決まってからでないと行わないため、そこにタイムラグが生じ失念していたことから、契約伺いの際、監督員の通知の伺いを取るよう改めました。</p> <p>契約変更にあたり、完成日との逆転に気が付くことなく事務処理を行っていたものです。</p> <p>今後は「契約事務確認チェックリスト」の中に日付を記入する欄を設け、確認・検収することとしました。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 住宅課		
【長崎県住宅供給公社】		
意 見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度決算は2億76百万円の黒字であり、平成17年3月に成立した特定調停直後の平成16年度決算から13年連続して経常損益、最終損益ともに黒字を計上している。</p> <p>この結果、資金面において、事業活動によるキャッシュ・フローが12億19百万円増加している。</p> <p>長期借入金等の債務については、再建計画を18億1千万円上回る返済を行い、特定調停直後の平成16年度決算の135億9千万円から38億7千万円に圧縮されている。</p> <p>しかしながら、維持工事費等の計上などにより、分譲事業としては赤字を計上している。</p> <p>また、平成32年度までは毎年3億円を超える返済を行うこととしている。</p> <p>返済資金の確保及び過去に投下した資金を回収するために、諫早西部台の売却の促進に取り組むとともに、賃貸資産の適切な運用、シティビル長期割賦債権の確実な回収に努め、経営再建を着実に進めるべきである。</p>	<p>分譲事業は維持工事等を吸収できずに赤字を計上したものの、平成28年2月から分譲を開始した諫早西部台第2工区(東-2地区)84宅地については平成30年3月末時点で、予約を含め80宅地が契約済であり、また、商業用地の売却代金約9億5千万円を、引渡しを行う平成30年度までの3ヶ年分割で受領しており、資金回収は順調に進んでおります。</p> <p>さらに、シティビル長期割賦債権についてもオーナーからの繰上返済が進んでおり、平成32年度までの3億円超の返済も順調に行える見込みであります。</p> <p>今後とも引き続き投下資金の確実な回収や賃貸資産の適切な運用に努め、経営再建を着実に進めてまいります。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:交通局		
【長崎県営バス観光株式会社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 現金の管理について 旅行券売上に係る現金の管理について、現金在高の確認をせず、10日以上経過して預金に振替えているものがある。 適正な現金管理を行うこと</p>	<p>金庫内にある現金は、伝票と共に出納担当者へ渡し、即日銀行へ入金するよう徹底いたしました。</p>
	<p>(2) 売店における売上数量の管理について 売店における商品の管理について、仕入数量の把握、棚卸に係る在庫管理は行なっているものの、売上に係る数量の把握を行っていない。 適正な商品管理を行うこと。</p>	<p>商品1個につき1つのバーコードを付与し、販売管理を行うようにいたしました。</p>
	<p>(3) 構築物に係る使用許可について 長崎ターミナルに所在する構築物について、公有財産使用許可を受けていないものがある。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>長崎ターミナルに所在する構築物については現在、公有財産使用許可を得て、設置しております。</p>
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について 当年度決算は1,286千円の赤字であり、前年度に比べ1,415千円収支が悪化している。 営業利益は242千円の黒字を計上しているものの、経常損益は297千円の赤字で4期連続の赤字を計上している。 事業別の収益を見ると、旅行事業、広告事業は、積極的な営業活動などにより前年度を上回っているものの、売店事業が長崎売店の売上の不振などにより前年度を下回っている。 宿泊を伴うツアー販売の低迷やターミナル利用者のニーズの変化など経営環境は引き続き厳しい状況にあるが、今後とも営業活動の強化や事業の見直しに努めるべきである。</p>	<p>旅行事業、広告事業の積極的な営業活動や、宝くじ販売の廃止、売店パートのシフトの再編成等により、第56期(平成29年度)は経常損益で黒字へ転換することができました。 今後もニーズの変化に対応し、売れ筋商品の差別化、新商品の入替に重点を置き販売を強化していきます。</p>

29教総第270号
平成30年5月24日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 渡辺 敏勝 様
長崎県監査委員 中島 浩介 様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二 印

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日付 H29-21000-00857 の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 教育環境整備課		
【長崎県立諫早農業高等学校寄宿舎運営協議会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 領収書について</p> <p>寮費等に係る領収書について、連続番号が付されていない。</p> <p>現金に係る事故を防止するため、事前に領収書に番号を付した上で使用すること。</p>	<p>一時期に多人数の寮費等を受領するため、納入者の待機時間及び収納にかかる時間の縮減を図るべく、予め用意した領収書を使用していました。</p> <p>監査の結果を受け、現金を受領する際は、領収書及び領収書原符に予め連番を付し、原本を納入者に渡し、原符を保存することとします。</p>

平成29年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 体育保健課		
【公益財団法人 長崎県体育協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 現金の管理について 現金の管理について、事故を防止する観点から次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>① 現金の照合について スポーツ合宿施設の冷暖房利用に係る現金(機械に投入した硬貨)の回収について、現地で複数職員による計数確認をせず、事務所に戻ってから確認している。</p> <p>② 現金出納帳について スポーツ少年団登録料を現金で受領し、当日に銀行へ預け入れすることができない場合は、事務所内の金庫に保管し、翌日に預け入れしているが、現金出納帳に記載していない。</p>	<p>現金回収については、県体育協会担当者と合宿所管理人の2名で行い、現金を回収後は、ただちに合宿所管理室内で両名立ち会いのもと、計数確認を行うよう改めました。</p> <p>現金管理については、現金納付の都度、現金出納簿に記帳するよう改めております。また、事故等の未然防止の観点から、可能な限り当日中に口座に入金することとし、やむを得ず金庫に保管する必要がある場合には、その期間については必要最小限に留めるよう努めております。今後とも適切な事務処理に努めてまいります。</p>